



# 宮 崎 県 公 報

平成26年2月20日(木曜日) 第 2566 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 日向東臼杵南部広域連合の規約変更の許可…………… (市町村課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定…………… (国保・援護課) 1
- 生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定…………… ( “ ” ) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事

頁

- 業所)の名称の変更…………… (国保・援護課) 1
- 宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示(2件)…………… (都市計画課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3
- 公 告
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 3
- 病院局企業管理規程
- 病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第80号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、日向東臼杵南部広域連合から申請のあった日向東臼杵南部広域連合の規約の変更については、平成26年2月12日付で許可した。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第81号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
心愛株式会社	日向市亀崎西2丁目157番地	デイサービス心愛	日向市亀崎西2丁目157番地	平成26年1月23日
医療法人久康会	延岡市土々呂町四丁目4390番地16	医療法人久康会 訪問看護ステーションななくさ	延岡市塩浜町四丁目1640番地23 リサーチパーク向洋台	平成25年12月1日
有限会社季彰	延岡市大貫町4丁目13	西高通り調剤薬局	延岡市大貫町4丁目13	平成25年11月1日

	38番地3		38番地3	
岡村武志	串間市大字西方5627番地1	岡村クリニック 通所リハビリテーション そてつ	串間市大字西方5627番地1	平成25年9月1日
有限会社ケアハウスぬくもりの里	都城市五十町2394番地5	ヘルパーステーション おひさま	都城市五十町2338番地6	平成25年7月31日

### 宮崎県告示第82号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社七福神	都城市花繰町38号13番地 コーポホープ 106号	居宅介護支援事業所七福神みのり	都城市花繰町38号13番地 コーポホープ 106号	平成26年1月15日

### 宮崎県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において

準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊 副

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人慶明	東諸県郡国富町大字岩知野字明久 3	社会福祉法人慶明	東諸県郡国富町大字岩知野字明久 3

会	57番地	会 慶明 会ヘルパ ーステー ション	57番地
---	------	-----------------------------	------

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
社会福祉法人慶明会 慶明会ヘルパーステーション	社会福祉法人慶明会 国富慶明会ヘルパーステーション	平成25年11月1日

宮崎県告示第84号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成26年3月8日から施行する。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊 副

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																								
<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東九州自動車道</td> <td>大分県との境界</td> <td>北浦インターチェンジ</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>須美江インターチェンジ</td> <td>北川インターチェンジ</td> <td>500メートル</td> <td>用途地域等を除く区域</td> <td>第2種禁止地域等</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州自動車道	大分県との境界	北浦インターチェンジ	[略]			須美江インターチェンジ	北川インターチェンジ	500メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等	[略]						<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">区 間</th> <th rowspan="2">距離</th> <th rowspan="2">区域の 限 定</th> <th rowspan="2">区分</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東九州自動車道</td> <td>大分県との境界</td> <td>北川インターチェンジ</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) [略]</p>	路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分	起 点	終 点	[略]						東九州自動車道	大分県との境界	北川インターチェンジ	[略]			[略]	[略]			
路線名		区 間					距離	区域の 限 定	区分																																																
	起 点	終 点																																																							
[略]																																																									
東九州自動車道	大分県との境界	北浦インターチェンジ	[略]																																																						
	須美江インターチェンジ	北川インターチェンジ	500メートル	用途地域等を除く区域	第2種禁止地域等																																																				
[略]																																																									
路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分																																																				
	起 点	終 点																																																							
[略]																																																									
東九州自動車道	大分県との境界	北川インターチェンジ	[略]																																																						
	[略]	[略]																																																							

宮崎県告示第85号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成5年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、平成26年3月16日から施行する。

平成26年2月20日

宮崎県知事 河野俊 副

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p>	<p>5 条例第8条第11号の規定により知事が指定する区域は、次の表の路線名の欄に掲げる路線の同表の区間の欄に掲げる区間及びその両側の路端から同表の距離の欄に掲げる距離以内の区域で、同表の区域の限定の欄に掲げる区域とする。</p> <p>(1) 高速道路</p>

路線名	区 間		距離	区域の 限 定	区分
	起 点	終 点			
[略]	[略]				
東九州 自動車 道	[略]				
	門川インター チェンジ	日向インター チェンジ	500 メー トル	[略]	
	門川インター チェンジ	日向インター チェンジ	200 メー トル	[略]	
	都農インター チェンジ	国富町と宮崎 市との境界 ( <u>国富町大字岩 知野地内</u> )	500 メー トル	用途地 域等を 除く区 域	第 2 種禁 止地 域等
(2)~(6) [略]					

(2)~(6) [略]

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成26年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・5・11号 富美山通線
- 2 施行者の名称  
宮崎県
- 3 事業所の所在地及び名称  
延岡市愛宕町 2 の15 宮崎県延岡土木事務所
- 4 事業地  
収用の部分  
平成24年九州地方整備局告示第45号の事業地のうち中川原町 5 丁目地内において事業地を変更する。  
使用の部分  
なし

宮崎県告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 2 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 25-2	大平産業 株式会社 代表取締役 役平岩七 郎	西都市大字妻字平 田1666番 4	6.00	25.68	平成26 年 2 月 7 日

公 告

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成26年 2 月20日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

宮崎県病院局企業管理規程第 1 号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(勘定及び勘定科目) 第 8 条 [略]	(勘定及び勘定科目) 第 8 条 [略] <u>(セグメント区分)</u>
(予算執行の伺い)	第 8 条の 2 <u>施行規則第40条第 2 項の管理規程で定める報告セグメントの区分は、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院とする。</u>
(予算執行の伺い)	(予算執行の伺い)

第40条 [略]

- (1)～(4) [略]
- (5) 退職給与金
- (6)～(16) [略]
- (決算の整理)

第79条 [略]

- (1)・(2) [略]
- (3) 退職給与引当金及び修繕引当金の計上
- (4) 繰延勘定の償却
- (5) [略]
- (決算書類の作成)

第80条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定により決算報告書その他の書類を管理者に提出する場合は、併せて証拠書類、当該年度の事業報告書並びに収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び固定負債明細書を提出しなければならない。
- (固定資産の範囲)

第 159条 固定資産とは、次に掲げる固定資産をいう。

- (1) 有形固定資産 土地、建物、構築物、車両、運搬具、耐用年数が1年以上であって取得価格5万円以上の機械器具及び備品並びに建設仮勘定
- (2) 無形固定資産 借地権、地上権、特許権及び施設利用権で有償で取得したもの並びにソフトウェア
- (3) 投資 投資、有価証券、長期貸付金及び基金

第40条 [略]

- (1)～(4) [略]
- (5) 退職給付費
- (6)～(16) [略]
- (決算の整理)

第79条 [略]

- (1)・(2) [略]
- (3) 繰延収益の償却
- (4) 引当金の計上
- (5) 長期前払消費税勘定の償却
- (6) [略]
- (決算書類の作成)

第80条 [略]

- 2 [略]
- 3 前項の規定により決算報告書その他の書類を管理者に提出する場合は、併せて証拠書類、当該年度の事業報告書並びにキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書及び固定負債明細書を提出しなければならない。
- (固定資産の範囲)

第 159条 固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形固定資産 次のアからケまでに掲げるもの
  - ア 土地
  - イ 建物及び附属設備
  - ウ 構築物
  - エ 器械及び装置
  - オ 車両運搬具
  - カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）
  - ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからカまで及びケに掲げるものである場合に限る。）
  - ケ その他の有形固定資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの
- (2) 無形固定資産 次のアからキまでに掲げるもの
  - ア 借地権
  - イ 地上権
  - ウ 特許権
  - エ 施設利用権
  - オ ソフトウェア
  - カ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がアからオまで及びキに掲げるものである場合に限る。）
  - キ その他の無形固定資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産 次のアからカまでに掲げるもの
  - ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）
  - イ 出資金
  - ウ 長期貸付金
  - エ 基金
  - オ 長期前払消費税
  - カ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資

(減価償却の特例)

第 172 条 [略]

2 有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金等をもって取得したのものについては、施行規則第 8 条第 4 項の規定に基づき、各事業年度の減価償却額を算出するものとする。

別表第 1 (第 8 条関係)

目次

宮崎県立病院事業勘定科目

(損益の部)

(資産、負債、資本の部)

収益勘定	資産勘定
医業収益	固定資産
医業外収益	流動資産
特別利益	繰延勘定
費用勘定	負債勘定
医業費用	固定負債
医業外費用	流動負債
特別損失	
	資本勘定
	資本金
	剰余金

収益

款	項	目	節	説明
病院事業収益	[略]	医業外収益	[略]	[略]
			受託事業収益	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

費用

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給食費	[略]	[略]
			(賃金)	[略]
			退職給与金 法定福利費	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

(減価償却の特例)

第 172 条 [略]

別表第 1 (第 8 条関係)

目次

宮崎県立病院事業勘定科目

(損益の部)

(資産、負債、資本の部)

収益勘定	資産勘定
医業収益	固定資産
医業外収益	流動資産
特別利益	
費用勘定	負債勘定
医業費用	固定負債
医業外費用	流動負債
特別損失	繰延収益
	資本勘定
	資本金
	剰余金

収益

款	項	目	節	説明
病院事業収益	[略]	医業外収益	[略]	[略]
			受託事業収益 長期前受金戻入	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

費用

款	項	目	節	説明
病院事業費用	医業費用	給食費	[略]	[略]
			(賃金)	[略]
			退職給付費 法定福利費 賞与引当金 繰入額 法定福利費 引当金繰入額 退職給付引当金繰入額	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

		経費	[略]				経費	[略]	
			諸会費	[略]				諸会費	[略]
			[略]					貸倒引当金 繰入額	[略]
	医業外費用	[略]					[略]		[略]
		[略]					[略]		
		繰延勘定償却					長期前払消費 税勘定償却		
			企業債発行 差金償却					長期前払消 費税額償却	
			退職給与金 償却						
			控除対象外 消費税償却						
	[略]	[略]					[略]		

資産

款	項	目	節	説明
固定資 産	有形固定資 産	[略]		[略]
		放射性同位元 素減価償却累 計額		
		[略]		
	[略]			
	投資			
		[略]		
		基金		
		[略]		
流動資 産	[略]			
	未収金			
		[略]		
	[略]			
繰延勘 定				
	企業債発行 差金			
	退職給与金			
	災害損失			
	控除対象外 消費税額			

負債

資産

款	項	目	節	説明
固定資 産	有形固定資 産	[略]		[略]
		放射性同位元 素減価償却累 計額		
		リース資産		
		リース資産減 価償却累計額		
		[略]		
	[略]			
	投資その他 の資産			
		[略]		
		基金		
		長期前払消費 税		
		[略]		
流動資 産	[略]			
	未収金			
		[略]		
	貸倒引当金			
		[略]		

負債

款	項	目	節	説明	款	項	目	節	説明
固定負債	他会計借入金			建設又は改良以外の目的に要する資金に充てるために他会計から繰り入れた繰入金	固定負債	企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金
							その他の企業債		
流動負債	引当金	退職給与引当金		退職給与引当金 修繕引当金	流動負債	リース債務引当金	退職給付引当金		
		[略]							
流動負債	一時借入金			一時借入金	流動負債	一時借入金	企業債		建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債
流動負債	前受金			前受金	流動負債	他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金
流動負債	前受金			前受金	流動負債	リース債務	[略]		
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	退職給付引当金		退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	[略]		
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	退職給付引当金		退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	[略]		
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	退職給付引当金		退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	[略]		
流動負債	前受金			前受金	流動負債	引当金	退職給付引当金		退職給付引当金 賞与引当金 法定福利費引当金

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">負債</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">資本</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">資本金</td> <td style="width: 20%;">自己資本金 借入資本金</td> <td style="width: 10%;">企業債</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;">建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;">他会計借入金</td> <td></td> <td></td> <td style="width: 10%;">建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの借入金で繰戻しを要するもの</td> </tr> <tr> <td>剰余金</td> <td>資本剰余金</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寄附金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>国庫補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般会計負担金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		負債	[略]				資本						資本金	自己資本金 借入資本金	企業債			建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債			他会計借入金			建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの借入金で繰戻しを要するもの	剰余金	資本剰余金	[略]						寄附金						国庫補助金						一般会計負担金						[略]						[略]				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">負債</td> <td style="width: 10%;">[略]</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">繰延収益</td> <td style="width: 20%;">長期前受金 長期前受金 収益化累計額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">資本</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">資本金</td> <td style="width: 20%;">自己資本金</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>剰余金</td> <td>資本剰余金</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>寄附金</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		負債	[略]				繰延収益	長期前受金 長期前受金 収益化累計額					資本						資本金	自己資本金					剰余金	資本剰余金	[略]						寄附金						[略]						[略]			
	負債	[略]																																																																																																											
資本																																																																																																													
資本金	自己資本金 借入資本金	企業債			建設又は改良に要する資金に充てるために発行した企業債																																																																																																								
		他会計借入金			建設又は改良に要する資金に充てるための他会計からの借入金で繰戻しを要するもの																																																																																																								
剰余金	資本剰余金	[略]																																																																																																											
		寄附金																																																																																																											
		国庫補助金																																																																																																											
		一般会計負担金																																																																																																											
		[略]																																																																																																											
		[略]																																																																																																											
	負債	[略]																																																																																																											
繰延収益	長期前受金 長期前受金 収益化累計額																																																																																																												
資本																																																																																																													
資本金	自己資本金																																																																																																												
剰余金	資本剰余金	[略]																																																																																																											
		寄附金																																																																																																											
		[略]																																																																																																											
		[略]																																																																																																											

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、平成26年度の予算及び決算から適用する。

(経過措置)

- 2 前項の規定によりこの規程による改正後の病院局財務規程が最初に適用される事業年度の前事業年度の末日における繰延勘定（控除対象外消費税は除く。）については、なお従前の例による。